

会 議 記 録			
会議の名称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 井上
日時	令和4年3月8日(火曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 4時45分
出席委員	◎浅田 ○松山 三上 山本 木村 齊藤 石野		
執行機関出席者	山内市長公室長、垣見秘書課長、竹村人事課長、篠部SDGs創生課長、岸秘書課副課長、内藤人事課副課長、的場人事課給与係長 浦政策企画部長、高木企画調整課長、山本財政課長、松野情報政策課長、田中生涯学習部長、森岡人権啓発課長、山口市民力推進課長、三宅生涯スポーツ課長、樋口市民力推進課副課長、今西生涯スポーツ課副課長、白波瀬人権啓発課啓発振興係長 石田総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長、菊井自治防災課主幹、鎌江自治防災課副課長、岩本総務課総務係長、齊藤自治防災課防災・危機管理係長、高木自治防災課消防係長 小栗会計管理室長、野々村財産管理課長、石田財産管理課主幹 片山教育部長、久保教育部次長、亀井教育総務課長、三宅学校教育課長、樋口社会教育課長、桂学校給食センター所長、岩崎歴史文化財課長、谷図書館長 田中教育総務課副課長、岡田社会教育課副課長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長、加藤事務局副課長、熊谷事務局総務係長		
傍聴	可	市民 1名	報道関係者 0名 議員 0名()

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:01

3 請願について

- (1) 受理番号1 「刑事訴訟法の再審規程(再審法)」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願

<浅田委員長>

請願者1名から、意見陳述の申し出を受けている。意見陳述の機会を設けたいと思うが異議はないか。

(異議なし)

<浅田委員長>

異議なしと認め、請願者の意見陳述の機会を設ける。請願者の入室を求める。

<<請願者意見陳述>>

<浅田委員長>

ただ今から、当常任委員会所管の請願、受理番号1、「刑事訴訟法の再審規程(再審法)」

の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願について、請願者による意見陳述、質疑を順次行う。意見陳述の内容は、請願の趣旨・補足説明とし、陳述時間は、10分以内で終了するよう、簡潔に願います。それでは、意見陳述をお願いします。

(再審法改正をめざす口丹波の会 山岡事務局長から、請願書に基づき意見陳述)

10:12

《質疑》

<三上委員>

国会議員が超党派でと言われたが、政党名等教えてほしい。

<再審法をめざす口丹波の会事務局長>

オンラインで流れた集会をずっと見ていた。通常の会議であれば、最初に挨拶があって会議が流れていくが、日本弁護士連合会の決議として、各党各会派の皆さんの力を得て再審法の改正にこぎつきたいという思いがあり、途中から来られる議員も、来られた時点で挨拶されるという流れであった。政党名は国会で議席を持っているすべての党である。沖縄県の高良鉄美参議院議員、立憲民主党の有田芳生参議院議員、自由民主党の鈴木貴子衆議院議員、立憲民主党の真山勇一参議院議員、鎌田さゆり衆議院議員、打越さく良参議院議員、日本共産党の山添拓参議院議員、本村伸子衆議院議員、社民党の福島瑞穂参議院議員、無所属の嘉田由紀子参議院議員、安達澄参議院議員、米山隆一衆議院議員が挨拶し、自民党の平沢勝栄衆議院議員、れいわ新選組の木村英子参議院議員、公明党の安江伸夫参議院議員のメッセージが紹介されたと聞いている。

<三上委員>

刑事裁判で不服があれば、控訴し最高裁までいく。それで刑が確定しても、再審の制度がないことはない。再審を決定するとき、検察側が全証拠を見せなければならぬとはなっていないということか。

<再審法改正をめざす口丹波の会事務局長>

そうである。

<三上委員>

再審前ではなく、裁判所が再審すると決定しても、検察側がそれはおかしいと言うのが抗告ということか。

<再審法改正をめざす口丹波の会事務局長>

そうである。特別抗告というのは、最高裁判所に上げる抗告である。高等裁判所の段階で決定が取り消されたり、開始決定が棄却された場合、申し出側が最高裁に上げるのを特別抗告という。逆に、検察側が上げるのも特別抗告という。それは、憲法上、重大な疑義がある場合にのみと謳われている。鹿児島県原口アヤ子さんの場合は、地裁、高裁で3回再審が認められている。検察が異議があるのであれば、次に開かれる再審公判の中で、有罪であることを実証すればよいわけである。その前の段階で止めてしまうのはどう考えても理不尽であるというのが、これに関わる人たちの思いである。検察の上訴禁止は、ドイツ、韓国でも既にそのようになっている。国際標準に近づけるようにしてほしいという思いである。

<三上委員>

ドイツや韓国では、審議がすべての証拠をもとに行われなかったことや、裁判が長期化するだけになってしまうことがあってはいけないという趣旨で、50年前に禁止されているということか。

<再審法改正をめざす口丹波の会事務局長>

そうである。

(質疑終了)

10:19

(請願者 傍聴席へ移動)

《紹介議員説明》

＜浅田委員長＞

ここで、紹介議員の三上委員から、請願についての説明を求めたいが異議はないか。

(異議なし)

＜浅田委員長＞

三上委員から説明願う。

＜三上委員＞

刑事事件の場合、被害者がおられる。被害者は、犯人が分かって裁かれることを望まれると思う。いたずらに裁判を長引かせることは、有罪が確定するにせよ、無罪、つまり冤罪が確定するにせよ、事件の被害者にとっても、冤罪の被害者にとってもよくない。スピーディーに事実を明らかにして、その結果、有罪であれば有罪である。しかし、自白の強要といったことが多くある。それは有罪とは言えないことになる。どちらにしても速やかに審議が行われることが大事であり、そういう法整備が必要ではないかということが、先ほど言われた超党派の国会議員の方々の思いではないか。京都新聞の社説に書かれているような点で賛同いただければと思う。意見書については、皆さんが合意できるものができればよいと思っている。

(説明終了)

10:21

《委員間討議》

＜三上委員＞

検察による不服申立てをドイツは禁止している。制度として不服申立てがあってもおかしくはないと思うが、それを乱発する状況が続いているので、2項目がぼやける形になるかもしれないが、そういうことを戒めるような中身になればよいと考えている。不服申立てという制度が存在すること自体については、判断が必要だと思う。ただ、再審に関しては、いたずらに引き伸ばされてしまうということがあるので、事実を基に速やかに有罪か無罪かをはっきりさせることが何より求められると思う。ドイツのように禁止してしまえばよいと思うが、意見書を出すときには、幾らでも書きようがある。この請願をどのように判断するかはそれぞれであるが、議会として意見書を出す場合は、そういうことも踏まえて文書表現できるとしている。今はこの請願の賛否が諮られているので、意見書を出すか出さないかは別のことである。請願者は、この意見書の文面どおりでなくてもよいと言われていたので、皆さんの請願に対する思いを聞きたい。

＜木村委員＞

新しい証拠が出てきた場合に再審になると思う。検察が証拠を隠していたということがよくあるので、それは全面開示すべきだと思う。不服申立てをされると、再審は必ず却下されるのか。それとも、またそこで論議されるのか。禁止することがよいのかどうか分からない。

＜三上委員＞

不服申立てがあれば再審が却下されるというものではない。それも含めて裁判官が判断することになる。

＜木村委員＞

再審の決定は裁判所がしているの、そこで論議があったはずである。そこで不服申立てをされるということは、何らかの理由があつたのことだと思う。

<三上委員>

裁判所が再審の決定を出す。それに対して不服申立てが出ると、しばらくストップしてしまう。すぐに再審とか差し戻しということにならない。結局、長引くだけになる。再審の中で、十分に事実をお互い明らかにすることができるので、速やかに再審の判決を出すことが、事件の被害者にとっても、あるいは冤罪であれば冤罪の被害者にとってもメリットがあるのだろう。だからドイツは禁止したのだと思う。

<木村委員>

裁判所で再審が決定されているのに、検察の権利として置いておくことはおかしいのではないかということである。

(委員間討議終了)

10:30

《討論》

<三上委員>

賛成の立場で討論する。速やかに事実が明らかにされること、証拠もすべて開示して、早く決着をつけることが、全ての人にとってよいことになるのではないかという思いで、この2つのことは大事ではないかと思う。

(討論終了)

10:31

《採決》

<浅田委員長>

賛成者は挙手願う。

受理番号1 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願

挙手少数 不採択（三上委員、木村委員 賛成）

10:33

<三上委員>

請願については不採択になったが、意見書として、不服申立てを多用せず、速やかに審議を行うことという文言とし、請願者の意見書とは2項目を変えたものをつくらせていただいた。後で配らせていただくので、正副委員長で判断していただき、総務文教常任委員会で吟味してもよいということであれば、どこかで機会を設けていただきたい。

<浅田委員長>

承知した。

4 議案審査

(議会事務局 入室(移動))

10:35～

【議会事務局】

(1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)

議会事務局長 あいさつ
議会事務局長 説明

《質疑》

なし

(議会事務局 退室 (移動))

10:42

(市長公室 入室)

10:43~

【市長公室】

(1) 第68号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

10:47

《質疑》

<三上委員>

加算の説明をもう一度お願いする。

<人事課長>

改正内容としては、給料月額に加算に関して規定整備を行うものであり、この改正により、対象となるフルタイム会計年度任用職員は、給料月額4,000円アップとなる。また、パートタイム会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間に応じた改善額となる。

(質疑終了)

10:48

(2) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)

各課長 説明

10:55

《質疑》

<三上委員>

ふるさと納税は、31億3,000万円の見込みということであるが、基金に積み立てられるのはどのくらいの額になるのか。

<SDGs創生課長>

31億3,000万円は、京都・亀岡ふるさと力向上基金に積み立てる。ほかに自治会への寄附金や学校応援寄附金、企業版ふるさと納税などがあり、全体で31億8,208万4,000円が繰入金になる。

<三上委員>

市民から、亀岡市はふるさと納税で30億円儲かったのかと聞かれるので、30億円から委託料や役務費などいろいろ差し引いて、残りを基金に積み立てると答えている。基金に積み立てた金額はどのくらいかと聞かれたときに答えられないので、どの程度積み立てることがきるのか教えてほしい。

<SDGs創生課長>

令和2年度で説明させていただく。令和2年度の寄附金は約23億円であった。手

数料等の経費が約11億円で、差引き12億円が市の収益であった。

<三上委員>

市民に説明するのであれば、ふるさと納税で入ったお金の約半分強が亀岡市に基金として積み立てられると答えれば間違いないということか。

<SDGs創生課長>

そのとおりである。

<齊藤委員>

京都市は、少し力を入れ始めて50億円を超えている。ただ、大都市圏は出ていくお金が多いので収益にならない。亀岡市くらいの市町であれば、出入りに関して言えば収入超過になる。ふるさと納税はイメージ戦略なので、1円でも多く財源確保に努めていただきたい。

<木村委員>

地元企業に対しては、11億円のうちのどのくらい寄与できているのか。クレジットが昨年より減っているのは、クレジットの利用が少なかったということか。

<SDGs創生課長>

返礼品の業者数については、手持ち資料がない。返礼品は、令和2年度850品、令和3年度は959品に増やした。クレジットが減額になったのは、寄附者がクレジットカードで決済される手数料が1%、マルチペイのアマゾンペイやペイペイで決済される手数料が3%から3.5%と異なるため、当初予定していた決済手数料が減少になったものである。

<木村委員>

品数ではなく金額を教えてほしい。

<市長公室長>

30億円のふるさと納税が入れば、返礼品は3割であるので9億円の経済効果があったということになる。すべて亀岡市で収穫されたもの、製造されたものである。市内の事業者には、9億円相当の売上げがあったということになる。

<齊藤委員>

亀岡市が検索されて、ふるさと納税につながる事が大事である。亀岡牛も京野菜もあるが、やはりプラごみゼロ宣言、環境である。亀岡市にふるさと納税していただければ環境のために使わせていただくというようなロゴを全面に入れてアピールし、亀岡市を検索していただいて、亀岡牛や京野菜につながるというような流れを戦略としてやっていくべきである。

<SDGs創生課長>

自治体間の競争が激しいので、令和4年度は委託業者との連携を強化し、商品開発やプロモーション広告に力を入れていきたいと思っている。

<松山副委員長>

ふるさと納税委託業者の手数料が何パーセントか、委託料を幾ら払っているかといった資料を提出してほしい。

<SDGs創生課長>

後で資料を提出する。

<松山副委員長>

先ほどの説明で、年度末に31億円余りの見込みと言われたが、提案理由説明では32億円ということであった。1億円の差についてはどのような考えか。

<SDGs創生課長>

先ほども申し上げた京都・亀岡ふるさと力向上基金で31億3,000万円。ほか

の所管分、自治会や学校応援、企業版ふるさと納税等を全てあわせて32億円である。

<木村委員>

昨年はおせちが人気だったと聞いたが、今年のおせちの状況はどうか。新しく開発した品物とはどのようなものか。

<SDGs創生課長>

おせちは、ほかの自治体と同じものでは埋もれてしまうので中身を変えた。新しい工夫としては、綿菓子、生ハンバーグ、亀岡牛の切り落としの増量、バーベキューセットなど、ほかの自治体にはないようなものをつくっている。

(質疑終了)

11:10

(市長公室 退室)

(休憩)

11:10~11:15

(政策企画部 入室)

11:15~

【政策企画部】

(1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)

政策企画部長	あいさつ
各課長	説明

11:27

《質疑》

<松山副委員長>

公益施設整備基金運用益金は、開発協力金からできたと聞いているが、この3万1,000円はどこから入ってきているのか。

<財政課長>

公益施設整備基金運用益金は、開発協力金を原資として積立がなされているものである。開発協力金は、現在はもらっていない。最近は取崩しをしていないが、過去に学校施設整備や生活施設整備などの財源に使わせていただき、現在残っている金額ということである。

(質疑終了)

11:30

(政策企画部 退室)

(生涯学習部 入室)

11:31~

【生涯学習部】

(1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)

生涯学習部長	あいさつ
各課長	説明

11:41

《質疑》

<木村委員>

ガレリアかめおかの天井に脱落防止ネットを張ったが、その際行った点検の内容を教えてください。

<市民力推進課長>

高所作業車を使って天井近くまで作業員が行くことができたので、その際、貼付けが弱い部分がないかを点検し、天井材自体に補強の増打ちをしたと聞いている。

<木村委員>

点検によりもう落ちることはないのか。

<市民力推進課長>

作業的に行けない部分があったかもしれないが、補強したので当面は心配ないと聞いている。

<木村委員>

行けないところもあったということは、そこは点検していないのか。ネットは全て張ったということなので、今後、点検の予算が必要になるのか。点検できなかった箇所は、落ちるかもしれないのではないのか。

<市民力推進課長>

天井材が点検できなかった部分については、多少リスクはあるかもしれないが、落下を防止するためにネットを張ったので、万一天井材が剥がれてもネットで受けるよう施工している。ネットは、保証は10年であるが、耐久性は10年以上あると聞いている。

<石野委員>

東京オリンピックの聖火リレーがサンガスタジアム by KYOCERAで行われたが、芝生が傷んでしまった。亀岡市としてどのように考えているのか。

<生涯スポーツ課長>

全国で公道での聖火リレーが中止になった中でも、サンガスタジアム by KYOCERAを使って聖火リレーが行われたことはよかったと思っている。芝生が傷んだことについては、京都府の想定が甘かったと思う。終わってみれば残念な部分があったと思う。

<石野委員>

今後、いろいろな大会を行っていくが、やるかやらないかを決断することは大事なことである。後味が悪いので、今回のことを教訓に十分考えてやってほしいと思う。

<松山副委員長>

聖火リレーの警備はどのような体制で行われたのか。

<生涯スポーツ課長>

スタジアムの警備は、組織委員会と京都府が行ったので、亀岡市は警備に関わることはなかった。

<松山副委員長>

市内の道路の警備体制も、全て組織委員会と京都府がされたのか。

<生涯スポーツ課長>

当初、市役所からスタジアムまで公道を使ってリレーする予定で、人員配置計画を立てていた。ボランティアの方を300人から350人くらい配置し、交通規制のために警備員を配置する予定であった。それについては、警備委託契約を締結していたが、全てキャンセルになった。交通規制のチラシや看板などをつくっていたので、その経費の2分の1が京都府から補助金として入ってきている。当日の警備はなかった。

<松山副委員長>

梅岩の里生誕地整備事業への寄附金は、幾ら集まっているのか。進捗状況はどうなっているのか。

<市民力推進課長>

基金残高は、令和2年度末で1億3,502万3,513円である。令和3年度2月末で6,701万3,000円いただいているので、合計2億203万6,513円となっている。それとは別に、企業版ふるさと納税で400万円いただいた。梅岩の里生誕地整備実行委員会を立ち上げており、基本設計、実施設計を既に行っている。実行委員会の希望を反映した設計となっていることに加えて、建設資材等の高騰により建設費が当初額を上回ってきていると聞いている。提出された実施設計をそのまま採用するのではなく、来年度においては市で精査を行い、寄附金だけで建設が難しいようであれば、地方創生交付金など、ほかの財源を検討していかなければならないと考えている。施設ができた後の運用、維持管理についても、実行委員会とともに検討していきたいと考えている。実施設計の内容を確認し、総務文教常任委員会で報告させていただきたいのでよろしくお願いします。

<松山副委員長>

総事業費は幾らか。

<市民力推進課長>

当初は2億円である。

<松山副委員長>

2億円を超える理由は、資材が高騰しているためということか。

<市民力推進課長>

資材等の高騰に加えて、実行委員会の希望を反映してオーバーしている部分もある。

<松山副委員長>

設計の段階で、消防点検の協議が入っていると聞いている。現状把握できているのか。

<市民力推進課長>

条例等協議の中で、消防協議についても進んでいくと聞いている。

(質疑終了)

11:58

(生涯学習部 退室)

(総務部 入室)

11:59~

【総務部】

(1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)

総務部長 あいさつ
各課長 説明

12:11

《質疑》

<石野委員>

57ページ、公務災害補償の内容は。

<自治防災課主幹>

令和3年2月28日、千代川町千原地内において、地元区がため池周囲の芝焼を行

うことに伴い、消防団が火災警戒を行っていた際、小型ポンプ設置作業中に団員が右肩剥離骨折という負傷を受けられたものである。

<石野委員>

完治するまでに時間がかかるのか。

<自治防災課主幹>

令和4年2月19日に完治された。

<木村委員>

239万5,000円の内訳は。

<自治防災課主幹>

後で資料を提出する。

<木村委員>

トイレレーラーの予算は2,600万円であったが、2,000万円になった経過は。

<自治防災課長>

見積執行の中で、当初見込んでいた金額よりも下がったものである。契約金額は1,987万7,000円である。

<木村委員>

約600万円下がったのか。

<自治防災課長>

当初、トイレレーラー本体費用を2,280万円で見積っていた。2,600万円は、その他の登録費用やクラウドファンディングの費用を含んだ金額である。

<木村委員>

入札といっても1社である。値引き交渉をしたのか。

<自治防災課長>

入札業者と最終金額を確定させたものである。

<松山副委員長>

千代川町の屯所は、入札業者がなかったということであるが、同時期に入札が行われた屯所は出来上がっていて、こちらは出来上がっていない。最初の入札の時期を早めることができたなら、こういったことは起こらなかったのか。課題は何か。

<自治防災課長>

今年度、2か所の屯所建設ということで、同じような時期になったが、千代川町小林集会所の敷地に建てるとということで、土地区画整理事業に伴う許可申請が必要であったり、敷地を割る必要があったり、地元との図面の受渡しなどがあり、施工が遅れたと分析している。できるだけ早く執行できるように取り組んでいきたい。

<木村委員>

3回入札した経過は。

<自治防災課長>

1回目は12月6日、地元千代川町・大井町のA級・B級業者3社と市内のC級業者4社に声をかけたが、全て辞退された。2回目は市内のA級・B級業者17社に声をかけたが、全て辞退された。最終的には市内のD級業者13社に声をかけ、ようやく決まった。

<木村委員>

入札が入らないところに問題があったと思う。屯所はブロックを積んだり、基礎があったり、いろいろと手間がかかる。予算的なことが理由だと思うので、予算的に考えなければならないと思う。消防団員はボランティアなので、喜んでやってもら

えるように予算を組んでほしい。

<松山副委員長>

土地区画整理の許可申請の協議が難しかったのか。それとも、工事入札を行う時期が難しかったのか。

<自治防災課長>

両方重なっている。手続き的な部分の遅れと、入札執行ができなかったことが合わさってこのような事態になったと考えている。

<三上委員>

27ページ、投票率が上がれば増額補正になるのか。

<総務課長>

投票率は関係ない。基準に基づいて算出している。

(質疑終了)

12:27

(総務部 退室)

(昼休憩)

12:27~13:30

(再開)

(会計管理室 入室)

13:30~

【会計管理室】

(1) 第63号議案~第65号議案

令和3年度亀岡市亀岡財産区特別会計補正予算(第1号)

他2財産区特別会計補正予算

会計管理室長 あいさつ

財産管理課長 説明

13:35

《質疑》

なし

(会計管理室 退室)

(教育部 入室)

13:35~

【教育部】

(1) 第55号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第8号)

教育部長 あいさつ

各課長 説明

14:10

《質疑》

<石野委員>

63ページ、要保護・準要保護援助経費、30人減少した理由は。

<学校教育課長>

卒業生と入学生の数が変わったためだと思われる。

<石野委員>

皆さんの生活が豊かになったからということではないのか。

<学校教育課長>

申請があった方については厳正に審査している。どのような理由で申請を出される、出されないというところは把握しかねる。

<山本委員>

生きる力を育む教育推進経費、学校数と対象者数は。

<教育総務課長>

生きる力を育む教育推進経費は、支援を要する児童生徒の備品である。児童生徒数は分かりかねるが、特別支援学級として、小学校では昨年度に比べて9学級、中学校では4学級増える見込みで、それに係る備品の経費を計上している。

<山本委員>

体育館非構造部材耐震化事業は計画的に進められているが、まだ残っている学校はあるのか。

<教育総務課長>

小学校は、令和4年度で全校終了する。残っているのは亀岡中学校と別院中学校を除く5中学校であるが、設計は終わっているので、小学校が終われば中学校を進めていく。

<松山副委員長>

59ページ、外国語指導助手経費、オンラインでの実施も検討すると言われたが、実施についての所見は。

<学校教育課長>

学校ではオンライン授業の準備が出来上がってきている。外国語指導助手が来日できれば、オンライン授業も検討していきたい。

<三上委員>

生きる力を育む教育推進経費は、支援学級が増えるということであるが、新たに開設する学級がこれだけ増えるということか。

<教育総務課長>

3月補正予算作成時の見込みとして、増える見込みの学級数を計上している。

<三上委員>

一気に9学級増えるのは聞いたことがないように思う。増えている障がいの種別は。

<教育部次長>

正確な数字は準備できていない。肢体不自由、難聴の児童生徒もおられるが、事前に入学されることが分かるので、途中入級で増設した学級のほとんどが知的学級か情緒学級と記憶している。

<石野委員>

教育研究会経費、修学旅行は全校行ったのか。

<学校教育課長>

全学校行った。小学校は主に伊勢方面、中学校は主に九州方面に行っている。

<石野委員>

子どもたちは喜んでいと思うが、引率者は大変だったと思う。コロナ禍でどうだったのか。

<教育部長>

令和2年度は修学旅行を中止する結果となっている。令和3年度は子どもたちの思い出づくり、学びの最後の総仕上げということも含めて、何とか実施したいということで、中学校はこれまで関東方面に行っていたが、九州方面に変えることで実施できたと考えている。コロナ禍であったので、感染対策にしっかり取り組んだ。食事場所は広めに確保し、宿泊も余裕を持った部屋割りとし、移動する際のバスの配席も工夫したと学校から報告を受けている。中学校の修学旅行については、平和に関する学習に取り組んだ。九州の史跡や関連施設で体験者の話を聞いたり、施設見学を行った。

<三上委員>

今回の減額補正は、修学旅行をキャンセルしたり感染対策をするための経費を市が負担するというところで組んだ予算が、それほどかからなかったということか。

<学校教育課長>

そのとおりである。なるべく手数料がかからないように、学校が旅行業者に交渉していただいた。

(質疑終了)

14:22

(教育部 退室)

(休憩)

14:22~14:25

5 討論～採決

《委員間討議》

なし

《討論》

なし

《採決》

<浅田委員長>

賛成者は挙手願う。

第55号議案（一般会計補正予算）

挙手全員

可決

第63号議案～第65号議案

（亀岡財産区他2財産区特別会計補正予算）

挙手全員

可決

第68号議案（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

挙手全員

可決

14:31

《指摘要望事項》

<齊藤委員>

梅岩の里生誕地整備事業であるが、かなり資材が高騰して膨れ上がると言われていた。それだけでなく、実行委員会の希望がいろいろと出てきて高くなるので、創意工夫して予算内に収められるようにしてほしいということは、きっちり伝えてほしい。59ページの外国語指導助手であるが、果たして外国人が日本の教育にはまっ

ているのか。それよりも帰国子女や市内在住の英会話が堪能な人を任用して、途切れないように英語教育をしてほしい。ただ単に来日できなかったから減額するのではなく、ALTにこだわらず工夫して、遅れることがないようにしてほしい。

<三上委員>

言われていることはよく分かるが、梅岩の里生誕地整備事業は基金に積み立てる予算である。また、ALTが来日できない代わりに何かしたのかといった質疑をしていない。質疑をしていないのに、指摘要望するのはどうなのか。当初予算のときに言えばどうか。

<浅田委員長>

指摘要望は予算のときに検討する。委員長報告の文言は正副委員長に一任願う。

(休憩)

14:38~14:50

6 行政報告

(政策企画部 入室)

(1) 令和4年度行政組織・機構改革(案)について

政策企画部長 あいさつ

企画調整課長 説明

14:54

《質疑》

なし

(政策企画部 退室)

(生涯学習部・市長公室 入室)

(2) ふるさと納税活用事業について

市長公室長 あいさつ

市民力推進課長 説明

14:58

《質疑》

<三上委員>

既存の支え合いまちづくり協働支援金については、今は既存団体も含めて申請してもらい、審査の上補助を決定しているが、今後は新規の団体に特化し、それ以外で団体を指定した寄附は7割がその団体に入る制度であるということか。

<市民力推進課長>

活動ができている団体については、今回創設したふるさと納税制度を利用していただきたい。活動実績がない団体については、ふるさと納税制度を利用しても、寄附金を使う年に団体がなくなってしまう可能性もあるので、新規に活動を始めてみようという団体については、既存の支え合いまちづくり協働支援金で支援していきたいと思っている。

<三上委員>

自治会版でも7割と3割の議論がある。制度の主なねらいと効果の(4)のところ

取ってつけたように感じる。自分の団体だけでなく、みんなの関心が高まって協力してやっていけるからよいというように感じるが、自治会版のときにもいろいろな議論が出た。突っ込まれる可能性があるのではないか。

<市民力推進課長>

そういった御指摘はもっともだと思う。学校応援や自治会版と制度的に合わせるということで、市民活動だけを8割、9割とすることもできない。自分たちの団体を支援してくれたお金の一部が他団体の支援に使われるので、他団体の活動にも興味を持っていただくことができ、その中で連携が生まれることもあるのではないかと期待している。横のつながりを目指したいという思いを常々持っているので、今回提案させていただいた。

<齊藤委員>

一般と指定とあるが、一般寄附が9割で指定寄附が7割とは、逆のように感じる。分かりにくいけどどのように理解すればよいのか。

<市民力推進課長>

団体を指定して寄附があった場合は、翌年度に7割を指定された団体にお渡しし、3割は市が一般施策の財源とさせていただく。団体の指定のない寄附があった場合は、全額を市が一般施策の財源とさせていただくということである。

<齊藤委員>

あの団体がよいと思って寄附をすれば7割になってしまうということか。思いとしては逆である。市民は何かと市に補助金を要望するが、そうではなく地域力でやっていくということはよいことだと思う。活動して残ったお金は、ほかの団体へいくのか。

<市民力推進課長>

現在の支え合いまちづくり協働支援金の交付についても、事業目的を明らかにしていただいた上で、まちづくり協働推進委員会が審査を行い、事業が終われば報告会を行い、活動報告を貼り出すなど、活動内容を市民に還元している。今回の新たな支援金制度についても同じような形にしていきたいと考えている。補助金をずっと続けると、同じ形で利用しようということになってくる。本来、支え合いまちづくり協働支援金制度は、育成、将来的には自立していただけるように支援するものである。そういった意味で、長期の支援はできないことになるので、今回の制度で、寄附金を募って活動を継続的に維持していただくことを目指したいと考えている。

<齊藤委員>

今後、我々議員があつた団体を何とかしてほしいと言っても、はねのけるようにしなければ、あれもこれもやっていると財政が破綻する。政策的に練ることが大事であると思うがどうか。

<市民力推進課長>

支え合いまちづくり協働支援金制度は、今回の新しい制度と横並びにするのではなく、新規団体に絞る。あれもこれもとならないよう考えていきたい。

<三上委員>

市民団体が寄附を依頼すると、寄附した人に返礼はあるのか。

<市民力推進課長>

税控除のみで返礼品はない。

<三上委員>

税控除はいらぬという人は、ダイレクトに団体に寄附をすると、全額が団体に行く。一般寄附の場合は、市の施策の財源になる。市の施策というのは、NPOなど全体を支援するためのお金であったり、NPOの理念を施策に生かすようなことに使われる。

7割、3割、10割と書かれているので、勘違いが生まれる。表記の仕方として、誤解のないようにしていただきたい。

<市民力推進課長>

一般寄附という表記が正しくない。市民活動支援のための寄附ということは指定されているが、どの団体という指定がないので全額を市の施策に使わせていただくということであるので、10割、一般寄附といった表記については考えさせていただく。

<齊藤委員>

この制度をつくることで、現在、NPOなどに出している補助金を減らしていくことにつながれば、本当の市民力になってくると思う。今までどおり補助金を出して、この制度を付け加えるのか。削減することを考えているのか。

<市民力推進課長>

現在行っている支え合いまちづくり協働支援金の対象団体としては、既存の団体は対象としないことになる。

<松山副委員長>

まちづくり協働推進委員は誰か。何人いるのか。

<市民力推進課長>

名簿は持ち合わせていないが、要綱では20人以内として、学識経験者、自治会連合会の代表、市民活動団体の代表、公募委員などで組織することとしている。

<松山副委員長>

委員名簿を提出してほしい。

<市民力推進課長>

提出する。

<松山副委員長>

今回創設する制度の対象となる市内の団体数は把握しているのか。どのような議論、経過で創設することになったのか。

<市民力推進課長>

市内で活動されている団体数は把握できていない。亀岡市が行っている支え合いまちづくり協働支援金に11団体、京都府が行っている地域協働プロジェクトに32団体が申込み、活動されていると聞いている。制度の案内は、過去に支援金を受けられた団体に送付したいと思っている。制度を立ち上げた理由は、地域課題に向けた市民活動団体支援のため、支え合いまちづくり協働支援金を平成22年度に創設し、これまで支援する中で、育成ができていたかどうかということがあった。また、補助金に頼って活動を続けられているということもあった。税制上の優遇制度を活用し、寄附者を募ることで自分たちの活動の理解者を増やしていくことが可能な制度であるので、この制度に移行していきたいと考えている。

<松山副委員長>

この制度は、別途費用をかけてPRするのか。それとも団体から提出された活動内容を流すだけのPRなのか。市民力を向上させるためにやろうとしているが、間違っただけを危惧している。一般寄附は、市民活動支援施策に10割が充てられるが、何に使ったかをどのように市民に説明していこうと考えているのか。

<市民力推進課長>

寄附により事業を行うには、寄附者にどのようなことに使ったかを報告することが必要になってくるので、ホームページや広報誌などで公表していく。また、登録される市民活動団体の紹介ページをつくらうと考えている。

<松山副委員長>

登録団体の審査は、きちっとした審査基準を持っておいてほしい。議員に相談がこないようにしてもらいたい。

<市民力推進課長>

どのような活動でもよいという訳にはいかないのですが、活動内容は審査したいが、応募条件を満たす団体は広く登録したいと考えている。

(質疑終了)

(生涯学習部・市長公室 退室)

15:30

(総務部 入室)

(3) 良好な避難所環境の確保・管理計画について

総務部長 あいさつ

自治防災課長 説明

15:42

<<質疑>>

<松山副委員長>

トイレトレーラーを置く場所は、公園、グラウンド、公共施設の駐車場等とされているが、学校のグラウンドは検討したのか。

<自治防災課長>

トイレトレーラーを置く場所として、車中泊避難場所を考えている。小・中学校のグラウンドは、指定緊急避難場所等に指定されているので、通常の避難者が来られる。徒歩での避難を呼びかけているが、車で避難して来られる方もあるだろうということで、そこは車中泊避難場所にしないほうがよいと考えている。避難所には緊急車両も来る。物資も運び込まれる。ペットの同行避難場所も確保しなければならない。指定緊急避難場所は通常の避難者を優先し、大堰川東緑地公園や月読橋グラウンドが車中泊避難場所になると想定している。

<松山副委員長>

避難場所のトイレが使えなくなった場合、どのようにしようと考えているのか。

<自治防災課長>

資料23ページにトイレの数をまとめている。トイレ必要数として、75人に1基と計算している。亀岡中学校であれば既存トイレが65基あるが、被災して使えない場合は、収容人数1,287人に対して17基のトイレが必要と想定しており、簡易トイレを搬入することとしている。これは、災害対策本部で対応する。

<木村委員>

9ページ、備蓄品の拠点と対象地域であるが、大井町と千代川町は千代川小学校である。菫田野町防災倉庫の対象地域に大井町は入っていないが、菫田野町防災倉庫から大井町に持ってくることはできるのか。

<自治防災課長>

亀岡市の防災倉庫は、市内全般の物資を備蓄しているので、市内全域に持っていく。

<齊藤委員>

18ページ、通信手段の確保について、不具合が多いが訓練しているのか。

<自治防災課長>

総合防災訓練で避難所開設訓練を行い、通信をつないで訓練している。

<松山副委員長>

20ページ、運営方針であるが、避難したくても一時避難所が開いていない場合の対応を検討してほしい。

<自治防災課長>

自主避難される方は、地元の組長や区長に連絡して避難するという流れになる。警報が出た段階で、亀岡市災害警戒本部を開設するので、問い合わせがあれば市役所1階の市民ホールを避難所として開設し、避難者を受け入れる。自治会や市公共施設を含めて、いかに避難所開設を迅速に行っていくかが今後の検討課題と考えている。

<山本委員>

17ページ、ペット同行避難であるが、ペットが苦手という人もある。施設管理者と協議した上でと書かれているが、避難してから協議するのは難しい。事前に協議すべきではないか。

<自治防災課長>

どこに持ってくるかということは、協議が必要である。屋内は難しいので、屋根のあるところか、テントを立ててゲージを置くことになると考えている。今後、各避難所の運営の中で協議し、ペットの避難場所を確保していく。

<山本委員>

事前に施設管理者と協議しておいてほしい。避難場所にペット同行が難しいということであれば、最初から車中泊避難をされるかもしれない。ペットが苦手な人とトラブルにならないように、きちっと決めて対応してほしい。

(質疑終了)

15:58

(総務部 退室)

(教育部 入室)

(4) 学校規模適正化の取組について

教育部長 あいさつ

<教育総務課長>

別院中学校ブロックについて、別院中学校と南桑中学校のPTA協議を始めた。3月4日、南桑中学校で新旧役員と協議を行った。PTA会議やPTA役員の決め方など、双方のやり方を確認し、南桑中学校からは別院中学校PTAの意見を尊重して進めていきたいとの話をいただいた。南桑中学校においては、3月に卒業する生徒の保護者に対して制服や体操服などについて提供いただけるものを学校で回収することを声かけしていくとの話もあった。今回、初めての協議であったので、いったん持ち帰って、別院中学校では東別院・西別院小学校PTAの方の同意をいただき、令和4年度に改めて新体制で協議することとしている。東別院町と西別院町において、別院中学校の閉校に向けた実行委員会組織の立ち上げ準備をしていただいている。両自治会や別院中学校同窓会において、記念誌の発行など協議いただいていると聞いている。令和5年4月の編入に向けて、改めて取組について協議するということで、別院中学校ブロック協議会を開催し、協議していく予定である。この後、令和4年度当初予算を議会で審議いただき、議決いただいたら、予算の状況も説明するため、3月25日に別院中学校ブロック協議会を予定している。

育親中学校ブロックについては、2月の総務文教常任委員会でお示しした、検討いただくための案をもって、就学前と小・中学生の保護者や地域住民を対象に、2月に7

回説明会を開催した。7回で合計95人に参加いただいた。お示した案について、地域住民からは「学校がなくなるのは寂しい」、「小規模校のほうが教育効果があるのではないか」という意見もあったが、参加者の中からはお示した案について大きな反対はなく、西部地域の3小学校、1中学校を一つにして義務教育学校をつくるということについて、概ね賛同いただけたと考えている。ただ、「亀岡市の財政が厳しい中で、新しい学校が本当に建てられるのか、現実的に児童生徒数がプラスアルファで増える見込みは厳しいのではないか」、「地域資源の活用やICT教育だけではそれほど魅力がないのではないか」、「教育内容が大事ではないか」という意見もいただいた。また、「いろいろ盛り込んだ案であるが、スピード感をもって実施できるように、できるところから早く実現してほしい」、「実現に時間がかかると渦中におかれる子どもは不安だ」ということで、「今通学している子どもたちのことも考えた教育環境にしてほしい」という意見もあった。「実施するなら早くしてほしい」という意見は、いずれの説明会においても出ていた。これらの意見について、第3回育親中学校ブロック協議会で報告し、今後の進め方について協議していきたいと考えている。第3回育親中学校ブロック協議会は3月18日に予定している。

16:04

《質疑》

＜木村委員＞

育親中学校ブロックは、小中一貫校になるのか。

＜教育総務課長＞

2月の総務文教常任委員会でお示した検討いただくための案は、義務教育学校を提案している。

＜木村委員＞

場所はどのように考えているのか。

＜教育総務課長＞

場所についても意見をお聞きして進めるということで、まだ決まっていない。

(質疑終了)

16:06

(5) 亀岡市立図書館における開館時間の見直しについて

＜図書館長＞

見直し内容は、図書館運営規則を改正し、中央館の金曜日の夜8時までの開館を、他の曜日と同じ夜6時までとし、ガレリア分館の夜7時までの開館を、大井・馬堀分館と同じ夜6時までに見直すものである。見直しの背景には、現在の開館時間になって以降、平成29年10月にインターネット予約ができるようになり、在宅で図書館の蔵書を見て予約し、利用者が希望する図書館で、休みの日に自由に来館して本を借りられる環境が整っていたことがある。本市同様、京都市のベッドタウンで、車で来館する図書館である宇治市中央図書館や、文化パルク城陽に併設の城陽市立図書館も開館は夜6時までであり、近隣の向日市、南丹市の図書館も夕方6時、もしくは夕方5時までとされている。社会情勢も新型コロナウイルス感染症予防のために、ステイホーム、感染リスクを避けて寄り道しないゴーホームが定着しており、夜間の外出が少なくなってきた。実際に中央館の金曜日の夜は、貸出人数で見ても中央館の全貸出人数の1%と極端に少なく、ガレリア分館も道の駅のメイン施設であるアトリオが夕方5時に閉店してからは、利用者が少なくなる傾向もある。不特定多数が集まる図書館での感染リスクを減らすため、来館し時間をかけて本を探すスタイルから、スマ

ホなどで予約した本をカウンターで受け取るだけの短時間来館が増えてきている。感染予防を意識される市民ニーズを踏まえ、今回の開館時間見直しに合わせて、これまで緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に特例として実施してきた上限貸出冊数増加措置を、図書館運営規則の改正により法的に明確に位置づけ、常時上限10冊まで貸し出せるようにして、市民が図書館に足を運ぶ手数を軽減したいと考えている。また、図書館の冷暖房や照明に係る電力消費を少なくすることで、図書館自体が本をみんなとシェアするということと、SDGs的にも地球にやさしい施設であるが、そこで使う電気エネルギーも節約していきたいと考えている。

16:10

《質疑》

＜三上委員＞

規則を変えて10冊まで貸し出せるようにするということが、ニーズに合っているのか。馬堀分館の利用者から、「平日の仕事帰りに開いていれば嬉しい」という声を聞いている。中央館の金曜日だけ遅くまで開いているということの長短あると思う。コロナ禍の状況と、今後、平常に戻ったときのニーズとの兼ね合いがある。今の状況がこうだからこうするという説明であったが、市民ニーズをどのように考えているのか。

＜図書館長＞

コロナ以前から、ガレリア分館の午後6時から7時、中央館の金曜日午後6時から8時の時間帯は来館者数が少なかったが、コロナでより明らかに感じられるようになった。貸出冊数を10冊とするが、5冊は京都市立図書館、長岡京市立図書館といった限られた館で、10冊に上げている館が多かった。この際、それも見直したいと考え、合わせて改正させていただく。

＜三上委員＞

市民ニーズに応えられる図書館ということで、引き続き検討してほしい。とりあえずやってもらえばよいと思う。中央館で金曜日に2時間短縮し、ガレリア分館で毎日1時間短縮すると、かなりの時間短縮することになる。それに伴うような人員配置になるのか。就業時間が減ると収入が減る。人員が減ると雇用が減るが、どのように考えているのか。

＜図書館長＞

中央館は午前9時から午後6時まで、ガレリア分館は午前10時から午後7時まで、9時間開館しているので、早出勤務と遅出勤務の2つに分けているが、早出と遅出が重ならない手薄な時間帯が縮小されることになる。会計年度任用職員は7時間あるいは7時間15分勤務であるので、勤務時間を減らすということではなく、早出と遅出の時間をずらす幅を少なくして手薄な時間を減らし、市民サービスの密度を高めたいと考えている。このことで人員が減るとか、給料が減るとは考えていない。

(質疑終了)

16:20

(教育部 退室)

7 陳情・要望について

(1) 母(毛嘉萍)が中国で不法に逮捕されている件に関する要望
(聞き置く程度とする)

(2) 対外的情報省の設立を求める意見書を亀岡市議会は内閣府に提出することに関

する陳情書

(聞き置く程度とする)

8 その他

(1) 意見書について

<浅田委員長>

三上委員から、冤罪被害者救済のための法整備を求める意見書(案)が提出された。この意見書の総務文教常任委員会での取扱いについて意見をお願いする。

<三上委員>

請願者が言われた大事な点だけを簡潔に抜き取り、表題も法整備という形で、法律のここをとということではないようにした。証拠の全面開示は大事だという意見が出ていたので、検察の控訴は多用せず迅速に審議が行われるような整備をしてほしいという中身である。一つの案として出したが、限定しすぎるということであれば、再審請求ができるような法整備をという内容でもよいと思っている。せっかくの機会であるので、何らかの意見書が出せればよいという思いで出した。文言はこだわっているわけではない。

<齊藤委員>

冤罪被害者救済のためというのと、冤罪ありきになっている。冤罪ありきで不服申立てを多用せずというのと矛盾しているように感じる。確かに昔は冤罪が多かったと思われるが、近年、DNA鑑定など高度に捜査が行われるようになってきている。その中で、冤罪救済としてしまうと、これからますます冤罪が増えるようなことは如何なものか。

<三上委員>

それも含めて、再審法の改正ということでもよい。そこにこだわりはない。確かに冤罪は減っているが、今争っている人は亡くなってしまう。親族が引き継いで争っている事件もあるが、なかなか終わらない。

<浅田委員長>

三上委員から提出された意見書については、明日の午後の委員会で協議してよいか。

<山本委員>

意見書を出してほしいという請願は、不採択とした。三上委員から、違う形で意見書を出したいということで案が出された。まず、意見書を出すか出さないか、内容を変えたらよいのかということをお話しておかないと、意見書を出すという方向で明日協議するのであれば、それぞれが文面を考えて、三上委員も納得できるような文面にしなければならない。そうではなく、冤罪は絶対にあってはいけないが、国で協議会を開いて証拠の全面開示も含めて議論しているところなので、地方議会としてはよいということであれば、検討することにはならないと思うので、意見書を出すか出さないかをまず決めなければならないと思う。

<齊藤委員>

国で今しっかり議論されている。亀岡市はSDGs未来都市、環境先進都市だからと言われていたが、それとは違うので、国の論法を見たほうがよいと思う。

<三上委員>

意見書を出すということで明日協議するのではなく、出すか出さないかを明日協議すればよいと思う。京都新聞の社説は特徴的であるが、国に対して地方からの後押しが必要だということが今の論調である。国の議論を見守ったらよいというのであれば、意見書にならない。そういったことも考えていただければ有難い。

<山本委員>

三上委員がせっかく作成されたものが、採用されないと申し訳ないという気持ちがある。意見書を出す方向性で進めるのであれば、納得できる文言でなければ賛成できない。三上委員は、意見書を出すか出さないかも含めて明日検討してほしいと言われているので、そこを諮っていただきたい。

<三上委員>

意見書の提出期限は18日であり、明日決着をつけなければならないということではない。総務文教常任委員会を出すか出さないかということだけ、明日決めていただければよい。

<松山副委員長>

再審法の問題は、非常にナイーブな問題であると思っている。地方議会から意見書上げることは大切なことで、じっくり考えなければいけないが、地方議会で考える範囲を超えていると思う。こうだから意見書を出さなければならないというところが難しい。取扱いも含めて、皆さんが了解してくださるのであれば正副委員長で考えさせていただきたい。請願が不採択になっているので、意見書の取扱いは、提出することをベースに考えるのではなく、そもそもの在り方も含めて総務文教常任委員会で考えられるかどうかという、無理だと思う。今回は、皆さんの総意が得られないことは明らかである。これは私の思いであり、最終どうするか、委員長に判断していただきたい。

<齊藤委員>

正副委員長にお任せする。

<三上委員>

どうしてもこの文章を出したいということではない。選択制夫婦別姓の意見書を出すときに、法整備を求めるということがあったが、法整備までは求められないという意見があり、議論を深めてほしいという文言になった。そのような趣旨でもよいと思う。国が議論することを応援するという中身で、法律の中身のことまで言ってよいのかという議論があるので、再審法の法整備の議論を積極的にやってほしいということでもよいと思う。そのような思いもあるので、それも含めて正副委員長で取り計っていたいただければよい。

<松山副委員長>

請願に対しての意見書ということで、請願者が言われていることと意見書の中身は必ずリンクしておかないといけないと思う。そうではない意見書の提出を考えられているのか。そうではなく、請願は不採択になったが、意見書の部分は残して総務文教常任委員会で諮りたいのか。三上委員の思いはどうか。

<三上委員>

請願は否決されたので、そこにこだわる必要はない。

<浅田委員長>

正副委員長でまとめさせていただくのでよろしく願います。

(2) 次回の日程について

<浅田委員長>

今回は、明日、9日午前10時から、委員長報告の確認を行う。

散会 ～16:45